

死刑執行に強く抗議し、

全ての死刑執行の即時停止と死刑制度の廃止に向けた取り組みを求める会長声明

2019年8月2日、東京拘置所と福岡拘置所において1名ずつ合計2名の死刑が執行された。2018年には7月6日に7名、同月26日に6名、同年12月27日に2名に対する死刑執行が行われておりこれに続く執行である。2018年10月に山下貴司法務大臣が就任してから2回目の執行であり、第二次安倍内閣以降としては16回目、合計38名の執行がなされたことになる。

今回執行された者のうち1名は再審請求中であり、再審請求について裁判所の判断を待たずに、法務省が死刑執行をしたことになる。2017年7月13日以降の執行においては再審請求中の者に対する執行が続いているが、特に再審請求中の者に対する死刑の執行は、司法判断を受ける死刑確定者の権利と判断を行う司法の権限をいずれも無視するものであり、生命剥奪という究極の刑罰である死刑の正当性について、手続保障の観点からとりわけ深刻な問題を提起するものであって看過できない。

2018年7月24日付、8月22日付及び2019年1月10日付の当会会長声明で示したとおり、人権保障の国際的な広がりとともに、世界で死刑を廃止又は停止する国は増加の一途をたどっている。駐日欧州連合（EU）代表部および駐日EU加盟国大使等は今回の死刑執行を受け、世界中での死刑廃止を積極的に追求し続けることや日本政府に対してもモラトリアム（執行停止）を導入するよう再度求めることを内容とする共同声明を発表している。

犯人性の誤判のみならず、量刑に関する事実認定の誤りも、死刑事件においては重大である。誤判・えん罪をなくす努力を全力で続けるべきことは言うまでもないが、裁判は人間が行うものである以上、誤判の危険性を完全に排除することは困難である。誤判により処罰されることがあってはならず、とりわけ、生命を奪われることは取り返しがつかない。

大切な人を犯罪によって奪われた被害者遺族が、罪を犯した者に対して死刑を望む心情は十分に理解できるものである。しかし、必ずしも全ての被害者遺族が死刑を望むわけではないこともまた上記の当会会長声明で示したとおりである。死刑が、被害者遺族を含む社会全体が求める真相解明や謝罪、償いの道も閉ざしてしまうものであることを、改めて痛感するところである。

日弁連は、2016年10月7日に開催された第59回人権擁護大会において「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」を採択し、その中で、2020年までに死刑制度の廃止を目指すこと等を国に対して求めた。

当会は、日弁連とともに、これまで死刑執行の都度抗議を行い、会内外において公開シンポジウムや勉強会、意見交換会を重ねて死刑制度に関する理解や議論を深めてきた。そして2018年6月29日の定期総会において、死刑制度は廃止されるべきであるとの立場を明らかにする決議を採択し、その後も死刑執行の都度強く抗議し、国に対し、全ての死刑確定者に対する死刑の執行を直ちに停止することなどを求める会長声明を発表したところであった。

当会は、今回の死刑執行に改めて強く抗議するとともに、国に対し、全ての死刑執行を直ちに停止し、死刑に関する情報開示や死刑制度を廃止した場合の最高刑の在り方についての議論を含め、死刑制度の廃止に向けた取り組みを直ちに開始することを求める。

2019年(令和元年)8月13日

宮崎県弁護士会

会長 黒木昭秀

